

- ① この読み物は、2021年3月まで使用されていた中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書を参考に、2012年当時の法令に基づいて書かれています。
- ② この読み物の9ページの【発展学習】未成年のみなさんの中に、「未成年のみなさんも、20歳（成年者）になったら、」と書いている部分があります。この部分に関連する法律が改正されて、2022年4月1日から、成年年齢が「18歳」に引下げられることになっています。
- ③ 成年年齢が18歳となることをはじめ、2021年4月1日から使用されている中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書の参考となる新しい情報を取り入れた新教材については、2021年度中に公開予定で、現在制作中です。公開まで、もうしばらくお待ちください。

2021年4月6日 司法書士法教育ネットワーク
執筆者一同

中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書で

‘法’と親しくなろう

～「身近な消費生活」の学び方～



司法書士法教育ネットワーク

小 牧 美 江
田 實 美 樹
古 川 百合香

【 もくじ 】

I. 家庭分野の学習を始める前に	1
◆ 家庭分野の学習は「生きるための基本」の学習	1
◆ 家庭分野の学習と法律	2
II. 「消費」と「契約」	4
◆ 「消費」は、すべてのテーマと関わっている	4
◆ 「契約」って何だろう	4
◆ 「契約」にともなう責任（義務）	5
◆ 「契約」は守らなければならない	6
◆ 「契約」を守らなければならないのはなぜ？	7
III. ものごとを「原則から考える」ということ	10
◆ 「契約」を原則から考えるときのポイント	10
【原則から考える練習で身につく力】	10
【原則から考える練習のポイント】	11
◆ ポイント1：対等な立場で決めているか？	11
◆ ポイント2：他人から強制されていないか？	14
◆ みなさんにもできること ～断る・確かめる・相談する～	15
IV. 「身近な消費生活」の学習を通じて考え、身につけてほしいこと	18
◆ 「相談」は、自分にできる行動の「大きな第一歩」	18
◆ 消費者の8つの権利と5つの責任	19
◆ 消費者として「行動」をしてみよう	
～よりよい制度や法律でよりよい社会を～	21

中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書で

‘法’と親しくなろう ～「身近な消費生活」の学び方～

I. 家庭分野の学習を始める前に

*1「技術・家庭」の教科書には、開隆堂、東京書籍、教育図書のものがあります。このあと、それぞれ(開)(東)(教)と省略して、参照してほしい教科書のページなどをお知らせします。

◆ 家庭分野の学習は「生きるための基本」の学習

「技術・家庭」家庭分野（この読み物の中では、このあと「家庭分野」と省略^{しょうりやく}して言うことにします。）の教科書(*1)を広げて、もくじを見てみてください。食生活^{しょくせいかつ}に関すること、衣生活^{いじゆう}と住生活に関すること、幼児・こどもの成長と家族・地域の関わりに関する^{しょうひ}こと、消費生活^{しょうひ}と環境^{かんきょう}に関する^{しょうひ}ことなど、みなさんが毎日の生活の中で必ず出会っている様々なことがらが、たくさん書かれていることに気がつきましたか。食べること、衣服を身につけること、安全な住まいで暮らし、眠ること、家族とともに生きること、これらのことに必要な買い物をすること、安心安全な環境で暮らすことなど、どれもわたしたちが生きていくために欠かせない大切なことがらですよね。

家庭分野では、わたしたちの^{にちじょう}日常生活を成り立たせるために必要なこれらのことがらを学習

し、生きていくために欠かせない力を身につける練習をします。授業の時間は少ないですが、「生きるための基本」を学ぶ科目です。楽しみながら、しっかり学習してほしいと思います。



◆「技術・家庭」技術分野では、どんなことを学習するのかな。

技術分野の教科書には、毎日の生活の中で利用しているいろいろな製品せいひんの材料を使ったものづくりのこと、私たちの生活とかかわるエネルギーくわ さいばいのこと、身近な野菜や花の詳しい栽培方法やコンピュータ・情報に関するなどが書かれています。

このように加工、生産、情報等にかかわることを学ぶ技術の授業は、科学技術や情報化が進む世の中で、社会や環境における課題を技術を使って解決する方法の根っこを学べる良いチャンスでもあります。

◆ 家庭分野の学習と法律

ところで、この読み物しほうしょしを書いているのは、「司法書士」という国家資格こっかしかくをもって法律ほうりつに関連する仕事せんもんかをしている専門家です。なぜ、法律の専門家が家庭分野をしっかりと学習してほしいと言うのだろうと、不思議ふしぎに思った人はいませんか。

実は、法律専門家は、みなさんの日常生活の中で発生する様々な法的なトラブルほうてきを予防したり、解決したりする仕事をしています。

例えば、みなさんが、家庭分野の教科書の「衣生活と住生活」のところでより良い住まいいのことを学習し、学んだことを活かしてより良い住生活をしようとしたときに、その大切な住まいたてももの（建物やマンションしよゆうしゃ）の所有者しよゆうしゃが実は別の人で、「あなたの家族にはこの家に住む権利がありませんから、すぐに立ち退いてください。」と言われてしまったらどうでしょう。そんなことが起こらないように、全国の全ての建物やマンション、それからその建物やマンションたが建っている敷地しきちになっている土地など（*2）の所有者は誰かということについて、誰もが正確に知ることができるようにする「不動産登記制度ふどうさんとうきせいど」という仕組みが、法律もとに基づいて作られています。司法書士は、この不動産登記制度しんじつを利用して、不動産の真実しんじつの所有者の権利が守られるように取引とりひきのお手伝いをし、みなさん



そうなんだ！

*2 建物、マンション、土地などをまとめて、動かさない財産という意味で「不動産」といいます。



なるほど！

の住生活に関連する法的なトラブルの予防に関わる仕事をしています。

この他にも、例えば、^{しょくちゅうどく}食中毒が発生して病気になった人たちが食品メーカーに対して^{そんがいはいしょう}損害賠償（法律に基づいて^{べんしょう}弁償をしてもらうこと）を請求したとか、購入した家電製品でケガをした人たちが家電メーカーに対して損害賠償を請求したとか、こんな^{あくしつしょうほう}悪質商法の手口がはやっているといったニュースを見たり聞いたりした人はありませんか。このような事件では、被害を受けた人々は、^{ひがい}被害を受けた人々は、^{だいにりにん}弁護士や司法書士に相談したり^{さいばん}代理人になってもらったりして^{くわ}裁判を起こすことも少なくありません。

このように、家庭分野で学習することは、法律や裁判など「法」の世界ととても^{みつせつ}密接に関連しているのです。そのことを、「身近な消費生活と環境」の分野の「身近な消費生活」の学習（*3）を例にして、少し詳しくお話ししてみたいと思います。

*3

⇒教科書の関連部分

(開)206～225頁「D
身近な消費生活と環境
1 家庭生活と消費
2 商品の選択と
購入 3 よりよい消費
生活のために」

(東)205～225頁「わ
たしたちの消費生活
と環境 1 章わたした
ちの消費生活」

(教)228～257頁「D
身近な消費生活と環
境 第1章わたした
ちの消費生活」



法律は、家庭分野と関連しているんだね！